

医療法人 光洋会 行動計画

職員の働き方を見直す。特に女性職員の継続就業者が増えるように、出産、育児後の復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月31日までの1年間

2. 内 容

目 標 1：産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口の設置。

<対策>

- 平成31年 4月～ 総務課内に相談窓口の設置。
- 平成31年 4月～ 相談窓口設置について職員への周知。

目 標 2：年次有給休暇取得日数を一人当たり平均15日以上とする。

<対策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成31年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。